

### 陳情第 3 号

#### 子どもたちの甲状腺エコー検査の費用の助成を求める陳情書 賛成討論

まず、皆さんに、思い起こして頂きたい事があります。

5 年前に福島で人類史上最悪の原子力災害が発生しました。その結果この流山市一帯が、放射線管理区域を越える 1 m<sup>2</sup>で 6 万～10 万ベクレルという放射能によって汚染されました。事故直後に流れてきたプルームは放射性ヨウ素をたくさん含んでいました。

これに対して、国と国寄りの立場の専門家は、福島事故に伴う放射線量は低い、被ばくの影響は考えにくい、県外の健康調査などするべきではないと主張し、流山市もそれに従っています。

国や国寄りの専門家がそのように言うのは、ある意味当然の話です。ある種の利害関係の構造がある以上は、そうなってしまいます。だからこそ、その構造の中であってなお、真実を述べる勇気を持つ専門家の存在は尊いのであり、彼らの声には真剣に耳を傾けるべきです。そして、そもそも、その構造や利害関係の外にあり、それに縛られない立場にいる我々議員の役割が重要なのではないのか、と訴えたいと思います。

議員というのは、そういう存在だからこそ、松戸でも、柏でも、我孫子でも、住民の声に、党派や会派を越えて全会一致で(柏はただひとり反対したユニークな議員がいましたが)賛成をしてきたのではないのでしょうか。

私は、そのことを改めて皆さんに問いかけつつ、当局の見解、また事実上それと同じ立場に立つ委員会における反対討論に対して、反論を行いたいと考えます。

当局は、次のように述べました。「日本と世界の専門家組織は福島の線量から見て、ガンの罹患率に統計的有意差をもって検出できる可能性は少ない、福島近隣県の方が被ばく線量が多かったという積極的なデータはない」

しかし、当局の見解とは異なり、専門家会議の議論の中では、福島における子どものガンの発生は通常の「20 倍から 50 倍の異常な多発だ」、「近隣県でも健康診断などを行うべきだ」との意見が幾人もの専門家から強く出されていたのが事実です。

線量については、専門家委員会でこんなトンデモ見解が表明されました。「放射性物質は同心円で広がるのが常識なので近隣県への影響は少ない」。耳を疑うような見解です。事実はどうか。福島県内でも同心円には広がってはず北西部の飯館村などが高濃度に汚染され、近隣県へは茨城・千葉・栃木・群馬などに高濃度のプルームが流れたというのが、主流でない真面目な学者の誰もが認める事実です。また、東葛地域が、福島県の半分以上のエリアより線量が高いというのも紛れもない事実です。このことは、文科省などの航空モニタリング調査のデータでも明らかです。しかも、子どもの甲状腺の被曝量についてはアンスケアのデータが東葛地域、そして流山市が極めて高い事実を示しています。

このような状況で、福島のガンは放射線の追加被ばくによるものではないなどと結論づける事は出来ないはずで、また近隣県の線量は福島より低かったなどと、福島のどこか、近隣県のどこかに言及する事無く、またアンスケアすらが示す子どもの甲状腺内部被ばくに関するデータを真面目に検討する事無く、無責任な議論を展開する事は許されないと云わねばなりません。

また、当局は、委員会で次のように述べました。

「福島県の県民健康調査検討委員会は、チェルノヴィリと比べ被ばく線量のはるかに少ない、期間が1年～4年と短い、5歳以下からの発見はない、地域別の発見率に大きな差がない、だから放射線の影響とは考えにくいと述べている。」

これも、すべて、間違っています。まず、「放射線の影響は考えにくい」という言葉ですが、これは委員会の星座長自身がジャーナリストの質問に答えて「無いと断言するつもりもない」と言い換えています。また、神戸大学大学院の計算科学の専門家が、福島県の2巡目検査の10万人あたり22人という数値は異常だ、1巡目検査に国と国寄り専門家が言うように放射線の影響がなく、2巡目も同じだと仮定すると、10万人あたり7人ととどまらなければならない。15人も超過している以上は、放射線の影響も考えなければならない、と述べています。

チェルノヴィリより放射線量が少ないから影響は無いと言う事も良く言われますが、しかしウクライナで数多くの甲状腺がんを実際に見てきた専門家は、「放射線量が少なくても甲状腺がんは発生する」と断言しています。これは、日本の政府も形の上では受け入れているICRPの「しきい値無し・直線仮説」の理論とも一致した考えです。現実と理論の両面から裏打ちされた真実です。

チェルノヴィリでは事故から4～5年後に甲状腺がんが顕著に増え始めたが、福島のガンは1年～4年の間に発見されているので放射能の影響ではない、ということも良く言われます。実はチェルノの甲状腺がんも、当初は同じ理屈で否定されていました。放射能の影響は被ばくから14～15年後から発症するというのが定説だ、それなのにチェルノでは事故後4～5年目から発生している、だから放射能の影響ではない、と主流派学者たちが主張しました。しかし、ロシアの少なくない科学者達は、だとしたらその定説を再検証すべきだ、起きている事実を説明できるのが本当の科学ではないかと主張して、結局は定説が退けられました。再び、同じ過ちを繰り返す愚は避けるべきです。

また、チェルノヴィリでは5歳以下の小児にもガンが発見されたのに福島では見つからない、だから放射能の影響ではないという議論を流山市は前提にしています。しかしこれは、ロシアの文献をちゃんと読んでいない人の主張、そうした主張を鵜呑みにする者の言い分です。ロシアの経験は、5歳児以下で被ばくした者が10年後くらいにガンを発症する者が多いと言っているのであって、5歳以下ですでにして多くの者が発症したと言っているのではありません。だから、福島で5歳以下に甲状腺がんが見つからない事は、むしろ逆に、今後その年代の者たちにガンが多発する可能性があるという意味なのです。特に福島の場合には、原発事故から5年以内で165人も発生しているのですから、今後、いわゆる潜伏期間を終えたガンが大量に発生する可能性があるわけです。そしてその事に対して、少なくない専門家が警鐘を鳴らしているというのが、いまの局面です。

ついでに言えば、15歳から18歳くらいの年代では事故直後から多発したという点は、むしろチェルノヴィリと福島とは酷似しています。

また、「地域別の発見率に大きな差が無い」というのは一体どういう意味でしょうか。岡山大学の津田教授を始め、多くの専門家がむしろ放射線量の高い低いに対応する形でガン発生も地域分布をしていることを、明白な数字を示して論証しています。県内を細かく九つのエリアに分けて分析したところ、地域別発生率が、福島市と郡山市の周辺で約50倍、少ない地域で

も約 20 倍に上がることが示されています。

さらに流山市当局は次のような答弁も行っていきます。

「近隣市への対応でエコー検査の助成が含まれていない事は遺憾だが、これらが公的機関が公表した見解であり、我が国の公式見解だ。」

これに対しては、公的機関の見解に異議を唱え、それに抗って真実を追究した専門家と議員が存在したからこそ、チェルノブイリの子どもたちは救われたのだと、再度述べておきます。また国が近隣自治体でエコー検査をやろうとしないのは「遺憾だ」と市は言っていますが、むしろ実際には国の無策を歓迎し、「渡りに舟」とそれにのっかっているのが市の姿勢です。

当局は次のようにも述べていきます。

松戸、柏がエコー検査を行い、我孫子が予定しているが、液状化現象や家屋倒壊などを対象として交付される震災復興特別交付税を充当、国の財源を活用すべきという考えだと聞いている。本市はこの交付金の対象とはならない、つまり国の財源はない。」

流山市でエコー検査を実施するのに松戸や柏に倣って国の予算を使わなければならないという決まりはありません。流山市が独自に予算を組んでやれば良いだけの話しです。陳情に応えたとしても、数十万円、多くても 100 万～200 万円ほどの予算で可能な事業です。

市は「陳情は真摯に受けとめ」るとも言います。その言葉が真実であれば、実施しない方がおかしいと言わなければなりません。でなければ「真摯に受けとめ」という言葉は、典型的な欺瞞の言葉です。

採択反対の立場に立つ議員も、「流山の被曝量は格段に低い」と言っていますが、これについては先ほど反論を述べておきました。また日本の食品はチェルノと違い安全だといくら強調しても、放射性ヨウ素による初期被ばくの影響を否定する理由にはなりません。子どもの居場所の除染を行ったとは言っても、初期の放射性ヨウ素などによる内部被ばくの影響を考慮に入れてない以上は慰めにはなりません。

最後に、採択反対の議論の間違いを更に 2 点指摘します。こういうことが言われています。

小児甲状腺がんの診断は非常に難しい。福島では県立医科大学により医師複数人による慎重な診断が行われ、住民が移動しても追跡できる長期の検査の体制が整っており、診断と疫学データを残せる。しかし近隣自治体はそうではなく、自治体が責任を持つ事は難しい。すでに不安への相談を実施しており、この方が現実的だ。

しかし事実はどうか。福島県でも、検査は最初の頃は放射線技師が行っていましたが、だからいい加減な検査だったかと言えば、そんな事はありません。そして流山市内にも、エコー検査の技術を持った医師は何人もいます。まずは検査で甲状腺を調べ、そこで心配な症状について専門の機関で診断を行うというのが、通常のやり方です。検査の後の診断や手術の話まで持ち出して、流山市では出来ないなどと言うのは、むしろやらないことを合理化するための理屈です。

採択反対の議論の間違いの 2 点目です。子どもたちに負荷がかかるという主張です。ここでは「スクリーニング論」や「過剰診断論」が利用されています。

まず「スクリーニング論」について。これは福島の甲状腺がん多発は元からあったガンが大

がかりな検査をやったために発見されているだけ、被ばくの影響ではないという理屈です。これについては、先ほど述べましたので多くは語りません。2 巡目検査で 10 万人に 22 人のガンが見つかって以降は、国や国寄りの専門家も、もうスクリーニング効果という言葉を使わなくなりつつあると言うことを述べておきます。

次に「過剰診断論」。これは、手術をしなくても大事に至らないガンを見つけたり、手術をしたりすることには意味がないと言う理屈です。これこそ、とんでもない、恐るべき主張だと言わなければなりません。県民健康調査のメンバーであり、福島ガン患者を直接執刀してきた鈴木教授は、福島の患者はすでにリンパ転移、遠隔転移、他臓器への浸潤がほとんど、そうでなかったのはわずか 7 %、すべて必要な手術だったと明確に述べています。また他の専門家は、目の前に 3 千人の小児甲状腺ガン患者がいて、その人たちが一生ガンの重篤な症状を見せなかったということ立証しない限り、「過剰診断」論を無責任に展開すべきではないと断言しています。

私は、線量は低かったから検査はするべきでないという意見に対し、間違いだから主張するなと言っているのではありません。そういう人たちと議論が生ずる事はある意味必然であり、またこの議論を通して真実はより明白に、動かしがたい形で、明らかにされていくという意味では、有意義であるとも考えています。

ひとつの例を挙げます。放射線の健康影響の問題ではなく、ブラジルで問題になっているジカ熱の例です。これまで専門家はジカ熱にかかった妊婦の子どもに影響が出るのは 1 %だと言ってきました。新しい研究が現れて、実は 17.1 %に影響が出ると主張され始めました。この場合、医師や行政や議員は、どう対応すべきでしょうか。従来定説が 1 %だからという理屈で無策を決め込むのでしょうか。私は、17.1 %の影響が出るという新しい知見に立って、行動すべきだと確信します。

もちろん、どちらが正しいかはひとまず保留しておいて、子どもの健康を守るために必要な対策をとる。健康被害が発生するかどうかはよく分からないが、その可能性が完全に否定しきれない以上は、検査の実施を容認する、というのも見識のひとつだと思います。

この陳情を否決すれば、執行部は健康診査が行われなかったのは議会のせいだというでしょう。議会が反対している以上やれないではないか、という形で、議会に責任が転嫁されていくことは間違いありません。そんな無様を、流山市議会は演じるべきではないと言う事を最後に強調して、そして議員の皆さんが陳情に賛成の意思表示をされることを切に願って、討論を終えます。

## 平成 28 年度一般会計予算案 反対討論

当局は、「平成 28 年度の予算編成方針」の冒頭で、次のような国の月例経済報告を引用しています。「雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動に留意する必要がある」。

しかし、引用前半の「緩やかに回復していくことが期待される」云々は、幻想に終わることが確実です。増えているのは非正規雇用が中心であり、勤労者の実質所得は 4 年間連続で低

下しています。

引用後半の「景気を下押しするリスク...に留意する必要がある」という点は、単に留意をしなければならないという段階を越えて、既に赤信号が灯り始めたと見るべきです。

アベノミクスの柱の一つ、異次元金融緩和は、円安を招いて輸出事業者を喜ばせましたが、消費税増税と相まって物価高を招き、庶民や中小事業者に打撃を与えました。また株や為替の乱高下をもたらして経済社会を一層不安定化させ、混乱させています。もう一つの柱、財政出動大盤振る舞いは、公共事業や不動産投資などを中心にミニバブルを発生させただけで、国の財政規律をさらにルーズにし、財政危機を一層深めながら、いよいよ限界に達しつつあります。

引用文では「海外景気の下振れ」などとコルい言葉が用いられていますが、実状はどうでしょうか。欧州や米国の巨大金融機関は、大規模な不良債権を抱えて、いつ破綻が起きるかとびくびくしています。欧州では既に銀行の取り付け騒ぎなど、信用不安が生じ始めています。グローバル化した世界経済の中では、どこかの一点で信用不安が生じれば、それが世界中に飛び火します。つまり、あのリーマンショックの何倍もの信用危機と大不況がいつ発生してもおかしくないというのが、現在の世界と日本の経済の姿です。

以上は、予算編成方針が内外の経済情勢について述べていることもあり、私の側からも触れさせて頂く必要があった、自治体経営を取り巻く現在のリアルな経済環境についての観察です。

次に、予算案が抱える問題点を、「平成 28 年度主要事業」の中で整理されている施策体系ごとに指摘します。いつものように、言葉の節約のために、細かな数字をあげることはせず、施策や事業の内容に焦点を当てて指摘をしていきます。

まず「整備・開発と自然環境のバランスのとれた流山」の範疇で打ち出されている施策や予算について。

おおたかの森駅前市有地の活用ですが、この事業全体が市の直工事業ではなく基本的に事業者の経営判断に委ねられる以上は、言わずもがなのことですが、市民要望の反映には限界が生じることが指摘されなければなりません。

また、「都心に一番近い森のまち」との標語が掲げられていますが、現実には開発にともなって緑は確実に減少してきています。「グリーンチェーン戦略」や「まちなか森プロジェクト」はそれを隠すイチジクの葉っぱ以上の役割は果たせておりません。例えば、失われた市野谷の森の面積は約 30 万㎡、まちなか森プロジェクトで植栽された面積は 2014 年 2 月時点でわずか 2,700 ㎡に過ぎません。他は推して知るべしです。

次に「生活の豊かさを実感できる流山」について。

森のまちエコセンターに溜置かれている剪定枝等は、焼却処理をされないで他市に持ち出されています。流山市から出る 8 千ベクレル以下の放射性焼却灰なども、他市へどんどん持ち出されています。クリーンセンターなどに集められたゴミなどは、調整焼却と称して、8 千ベクレル以下の値が出るように操作して燃やされ続けています。現状ではそれも避けられないと主張するのですが、だとしても、やはり原発事故が発生する前は 100 ベクレルがクリアランスレベルだったのであり、それを越えるものは厳重な管理が求められていたこと。また調整焼却というやり方は、それ以前の環境政策が到達していた総量規制という考えに真っ向から反するものだということは、自らにも戒めつつ、市民に正直に説明されるべきです。

また、ゴミや一般廃棄物収集運搬、リサイクル館運営、ごみ焼却施設の運転管理などについ

て、新たな事業者選定の準備が進められることとなります。しかし、関東実技への委託の大失敗について、一時は「失敗だ」と率直に認めたにも関わらず、後にこの言葉が反古にされたことを見ても明らかなように、大きな不安要素を抱えていると言えます。

次に「学び、受け継がれ、進展する流山」に関する予算です。

2015年度は、「子どもの貧困対策元年」と呼ばれた年でした。そして次の2016年度は、自治体におけるその一層の具体化が求められている年です。にもかかわらず、予算案の中には、子ども・子育て新制度や生活困窮者自立支援法関連で既に取り組んでいる以上の施策、子どもの貧困対策として強い問題意識がうかがえる施策はほとんど見られません。当局の発言は、子どもの貧困対策法は「国と都道府県が主体という位置づけ」「県の子どもの貧困対策計画を待つ」という消極的な態度に終始しており、就学援助の範囲やレベルも従来から大きな変化なしです。子どもの貧困問題の深刻さ、当事者である子どもやご家族の窮状に対する理解がまったくかけているといわざるを得ません。

「誰もが充実した生涯をおくることができる流山」について述べます。

子育て支援、保育の充実のための予算を組んだと言いますが、待機児童問題の背景には、施設の不足とともに、更に深刻な事態として保育士さんの確保の困難という問題があります。当局は、この問題に対して、修学資金貸付制度の期間延長に加え、住宅等の借り上げへの一部支援を打ち出してはいます。しかし、並行して行われている「子育て支援員研修事業」については、保育士の資格の重みを揺るがせ、国が進める安上がり保育に流されることで、保育の質の低下を招く懸念が払拭できません。支援員制度は、あくまでも窮余の策、緊急避難としての方策であり、当局はやはりブレることなく、専門の資格を持った保育士の養成、確保という基本線で一層の努力をするべきです。

専門資格を持った人材の確保の困難という点では、介護の分野も同じ悩みを抱えています。保育で取り組み始めた施策は、介護の分野でも同時並行で取り組んでいくべきです。

さらに、障がいを持った市民の方達に対する施策です。この問題は一般質問でも採り上げました。4月から障害者差別解消法に基づく施策が自治体にも課せられるというのに、流山市の取り組みはよく見えません。差別解消法は、従来の障害者施策からの質的な転換、飛躍を求めているというのに、そうした問題意識が希薄です。

さらに、「賑わいと活気に満ちた流山」を目指す施策と予算について。

「定住人口」と「交流人口」の増加を目指すという施策は、悪い施策ではありません。しかし、地域の経済を活性化させる決め手は、やはりモノやサービスの生産活動、とりわけその地域の特有の、その地域ならではの、モノやサービスの生産。つまり新しい価値の創造とその循環を軌道に乗せることです。定住人口の増大も、交流人口の増大も、生き生きとした地域経済の大元であるモノとサービスの旺盛な生産、新しい価値の創造と循環の活性化と結びついてこそ、力を得るものだと思います。同じ限られた予算を使うにしても、福祉・医療・教育など人への積極的な投資、緑と農・自然エネルギー等の革新的産業などへの意識的なテコ入れこそが求められています。

「公民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」についてもひと言述べておきます。

「流山市名誉市民条例」などは要らないでしょう。行政からの市民への名誉の付与や表彰を、制度としてつくるというやり方はあまりに旧態依然であり、かえって流山市が目指すべき「市民が主体のまち」「市民と公が対等の立場で協働するまち」というイメージを損なってしまうでしょう。

また、相も変わらず「定員適正化計画」にしがみついています。しかしこれは、職員に過重労働を強い、公務に対するモチベーションを損ない、悪くすればメンタルの病やパワハラをはじめとする様々なハラスメントの温床にもなりかねません。とりわけパワハラは、流山市の職場では、もはや隠しおおせない深刻な問題となりつつあるのではないのでしょうか。

最後に、おそらく5月末の伊勢サミットの後、サミット諸国も日本も、異次元金融緩和から財政出動重視の政策への転換を図ってくるでしょう。冒頭に述べた、世界的な信用不安、大不況への突入を回避せんとする、しかし使い古されて、すでに限界と弊害が明らかになっている財政政策です。補正予算などを組んで、自治体に対しても節度を失ったバラマキ政策への同調が押しつけられてくる可能性が大です。しかし、それで自治体経営に新しい道が開かれてくるということは絶対にありません。そうした状況を、しっかりと見据えながら、自治体財政の運営にあたることを強く求めて、私の反対討論を終わります。

### 北朝鮮による弾道ミサイル発射に強く非難する決議

意見を付して賛成します。以下の意見は、今回の北朝鮮による軍事技術への転用を意図したロケット発射の蛮行に対して、それが行われてからほぼ4週間、連日に渡って駅頭や繁華街で、数千枚のチラシを配布し、マイクで訴えるなど、糾弾のための実際の行動を行ってきた立場からの意見です。

決議案が、北朝鮮のロケット発射が持つ軍事的性格や、アジアと世界の軍事的緊張に拍車をかける行為である点に焦点を当て、それを非難するものである限りは、必要なものであると考えます。

しかし、この問題の背景には、北朝鮮とそれを取り巻く各国、とりわけ米国との間にある朝鮮戦争以来の歴史的な対立、未だに平和条約さえ結ばれず、事実上の戦争状態が続いているといういびつな関係があり、その克服を呼びかけない限り、この非難決議はその分だけ力を削がれることとなります。

米国は、ブッシュ政権時代に北朝鮮やイラクなどを「悪の枢軸」と呼んで打倒の対象に定め、北朝鮮に対しては核による先制攻撃も辞さずとの態度を示しました。イラクに対しては、実際に攻め込んで、その体制を崩壊させました。米国の対北朝鮮戦略の中には、未だに核による先制攻撃のオプションが存在し続けています。

これに対して北朝鮮は、自らの体制防衛の切り札として、核兵器開発に傾注してきました。いわゆる「核抑止論」ですが、この考え方は、合わせて数万発の核兵器を既に保有している核保有5大国も共有するものであり、また米国が支持するイスラエル、同じく米国が事実上容認するインドやパキスタンなどの核兵器も、同様の主張で合理化されてきました。

今、米国と韓国の合同で、北朝鮮の要人殺害、体制崩壊を目標にした史上空前の大規模な軍事訓練が強行されています。その訓練の名は「斬首作戦」という恐ろしい言葉で呼ばれていま

すが、この斬首という言葉は何かの比喩ではありません。朝鮮戦争の中で実際に行われた、おびただしい残虐行為を思い出させるために、意図的に用いられている言葉です。北朝鮮は、朝鮮戦争時に国土のほとんどを焼き尽くされ、多くの民間人がジェノサイドとも言うべき残虐行為に晒されました。北朝鮮支配層が、自国の民衆に理不尽な窮乏生活や過酷な抑圧を強いながら、米国に対して強硬姿勢で対峙し続けている背景のひとつとして、その時の恐怖の記憶が焼き付いているとの指摘は、米国の保守的な立場の歴史学者でさえが行っているとおりです。

こうした中、私たちは、対立する両陣営のどちらのバイアスにも捕らわれない立場で、冷静に、客観的に問題を検討する必要があります。また、日本の政治においても、対外的危機を煽って挙国一致の翼賛体制を創り出そうとの動きが生じていますが、そうした圧力に取り込まれないための警戒心も求められています。そのような立場を踏まえて、北朝鮮への非難決議が行われるならば、それはより説得力のあるものになり、平和に貢献するものになりえるでしょう。

こうした視点を議員各位が心に留め置かれることを強く望みながら、決議案を支持いたします。

#### **議案第 7 号 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 反対討論**

今、自治体を取り巻いている経済状況は、流山市特別職の報酬審議会の答申が言うような「今後も回復傾向に向かう事が期待される状況にあり」などと言える状態では決してありません。年明け早々に実行された、異次元金融緩和に更に輪をかけたマイナス金利導入は、デフレ退治のかけ声とは逆に円高と株安を引き起こし、不況に拍車をかけようとしています。そもそも、現在の日本経済は、市場経済の業病である過剰生産と過剰資本が原因で、これ以上前にも後にも進めなくなっているのであり、金融緩和はこの老衰した実体経済を立て直す上でなんの効果もありません。そればかりは、逆に株や債権や為替の乱高下などの深刻な副作用をもたらさざるを得ない政策です。

また流山市では、「1 円も無駄にしない」の標語の影で、市民サービスの抑制や切り下げが続けられています。さらに、一般職の公務員に対しては「定員適正化」の名の下に過重労働などの犠牲が押しつけられてきました。そんな中で議員報酬を引き上げる事は、市民や職員への背信行為にも等しいと言わなければならず、議員報酬の引き上げに反対するものです。

#### **議案第 8 号 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 反対討論**

議員報酬の引き上げの理由が成り立たないのと同様の事が、市長・副市長・部長などの特別職の給与引き上げについても指摘できます。

更に言えば、特別職の報酬等は、かつての自治省公務員部長通知(1973年12月10日)以来、「その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金等に相応して決定される一般職の給与とは自ずからその性格を異にし...」と考えられています。答申のように、一般職の給与引き上げと並行して、それを参考にして、それに準じて引き上げる必要



があるというものではありません。そしてまた、特別職の職務が、どの点でどのように、他の公務や民間の仕事と異なって職務上特殊であるかという説明を抜きにして、市民がそのことを了解することを抜きにして、報酬の引き上げを望むことは許されないことだと考えます。

以上の理由から、議案第 8 号に反対します。

## 議案第 10 号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 賛成討論

今回の職員給与の引き上げは、人事院勧告および千葉県人事委員会勧告にもとづくものです。人事院勧告などは、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとされています。また社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとしています。さらに、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものです。そうした観点から、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、勧告を行ってきています。

現在の日本の経済は、デフレ脱却のかけ声もむなしく、ますます低迷の色を濃くしています。不況からの脱出のためには、何よりも実体経済に血をめぐらせるべきであり、そのためには社会保障や福祉によるセーフティネットをしっかりと張り巡らせるとともに、何よりも勤労者の所得、庶民の家計を暖めることこそ必要です。一般職の公務員の給与の引き上げは、その側面からも日本経済を下支えする方策として理にかなっています。

以上の理由から、議案 10 号に賛成します。

## 北朝鮮による弾道ミサイル発射に強く非難する決議

意見を付して賛成します。以下の意見は、今回の北朝鮮による軍事技術への転用を意図したロケット発射の蛮行に対して、それが行われてからほぼ 4 週間、連日に渡って駅頭や繁華街で、数千枚のチラシを配布し、マイクで訴えるなど、糾弾のための実際の行動を行ってきた立場からの意見です。

決議案が、北朝鮮のロケット発射が持つ軍事的性格や、アジアと世界の軍事的緊張に拍車をかける行為である点に焦点を当て、それを非難するものである限りは、必要なものであると考えます。

しかし、この問題の背景には、北朝鮮とそれを取り巻く各国、とりわけ米国との間にある朝鮮戦争以来の歴史的な対立、未だに平和条約さえ結ばれず、事実上の戦争状態が続いているといういびつな関係があり、その克服を呼びかけない限り、この非難決議はその分だけ力を削がれることとなります。

米国は、ブッシュ政権時代に北朝鮮やイラクなどを「悪の枢軸」と呼んで打倒の対象に定め、北朝鮮に対しては核による先制攻撃も辞さずとの態度を示しました。イラクに対しては、実際

に攻め込んで、その体制を崩壊させました。米国の対北朝鮮戦略の中には、未だに核による先制攻撃のオプションが存在し続けています。

これに対して北朝鮮は、自らの体制防衛の切り札として、核兵器開発に傾注してきました。いわゆる「核抑止論」ですが、この考え方は、合わせて数万発の核兵器を既に保有している核保有 5 大国も共有するものであり、また米国が支持するイスラエル、同じく米国が事実上容認するインドやパキスタンなどの核兵器も、同様の主張で合理化されてきました。

今、米国と韓国の合同で、北朝鮮の要人殺害、体制崩壊を目標にした史上空前の大規模な軍事訓練が強行されています。その訓練の名は「斬首作戦」という恐ろしい言葉で呼ばれていますが、この斬首という言葉は何かの比喩ではありません。朝鮮戦争の中で実際に行われた、おびただしい残虐行為を思い出させるために、意図的に用いられている言葉です。北朝鮮は、朝鮮戦争時に国土のほとんどを焼き尽くされ、多くの民間人がジェノサイドとも言うべき残虐行為に晒されました。北朝鮮支配層が、自国の民衆に理不尽な窮乏生活や過酷な抑圧を強いながら、米国に対して強硬姿勢で対峙し続けている背景のひとつとして、その時の恐怖の記憶が焼き付いているとの指摘は、米国の保守的な立場の歴史学者でさえが行っているとおりです。

こうした中、私たちは、対立する両陣営のどちらのバイアスにも捕らわれない立場で、冷静に、客観的に問題を検討する必要があります。また、日本の政治においても、対外的危機を煽って挙国一致の翼賛体制を創り出そうとの動きが生じていますが、そうした圧力に取り込まれないための警戒心も求められています。そのような立場を踏まえて、北朝鮮への非難決議が行われるならば、それはより説得力のあるものになり、平和に貢献するものになりえるでしょう。

こうした視点を議員各位が心に留め置かれることを強く望みながら、決議案を支持いたします。